

令和7年9月定例会

(2025年)

# 市議会議案参考資料

(予算常任委員会 文教市民分科会提出分)

吹 田 市



議案番号	部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
議案第83号	都市魅力	5~6	現指定管理者における武道館と総合運動場の収支状況の推移	梶 川		
議案第83号	都市魅力	7	武道館及び総合運動場指定管理業務における債務負担行為限度額の増額に至った経緯	江 口		
議案第83号	地域教育	9~10	各留守家庭児童育成室の児童推計	山 根		
議案第83号	地域教育	11~16	放課後児童健全育成事業実施要綱等の抜粋	山 根		
議案第83号	地域教育	17	私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業実施事業者選定に至るまでの経緯	江 口		



現指定管理者における武道館と総合運動場の収支状況の推移

【武道館収支状況】

収入

(単位:円)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
指定管理料収入	92,350,000	93,901,188	93,706,000	93,706,000
自主事業収入	1,555,329	2,085,768	3,141,244	3,353,146
収入合計	93,905,329	95,986,956	96,847,244	97,059,146

支出

(単位:円)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
指定管理業務支出	95,053,574	101,489,107	99,349,560	109,349,453
職員給与手当	19,562,606	19,704,398	23,278,843	21,747,005
共済費	2,612,293	2,745,367	2,856,917	3,363,156
アルバイト賃金	10,694,405	12,026,298	10,481,602	12,073,901
報償費	990,000	1,020,000	1,056,074	1,111,670
旅費	55,665	53,618	55,394	34,947
需用費	19,015,113	22,412,864	18,420,304	20,747,581
消耗品費	1,566,315	1,715,589	1,333,406	1,720,549
印刷製本費	51,773	56,806	71,228	31,936
光熱水費	12,418,755	17,997,603	16,658,280	18,081,546
修繕料	4,978,270	2,642,866	357,390	913,550
役務費	818,829	769,541	1,022,626	1,297,645
通信運搬費	291,208	300,218	323,770	282,721
手数料	289,433	218,877	464,345	780,286
保険料	238,188	250,446	234,511	234,638
委託料	36,507,249	38,260,955	37,071,804	44,119,758
使用料及び賃借料	1,029,879	1,086,998	1,126,389	1,264,653
備品購入費	182,580	0	114,000	0
負担金等	504,393	587,648	513,841	514,176
公課費	3,080,562	2,821,420	3,351,766	3,074,961
自主事業費	398,182	415,290	843,309	980,781
支出合計	95,451,756	101,904,397	100,192,869	110,330,234

指定管理業務収支差額	▲ 2,703,574	▲ 7,587,919	▲ 5,643,560	▲ 15,643,453
自主事業収支差額	1,157,147	1,670,478	2,297,935	2,372,365
総収支差額	▲ 1,546,427	▲ 5,917,441	▲ 3,345,625	▲ 13,271,088

【総合運動場収支状況】

収入

(単位:円)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
指定管理料収入	90,481,000	91,184,000	91,184,000	91,184,000
自主事業収入	3,890,751	5,974,405	6,549,851	4,786,604
収入合計	94,371,751	97,158,405	97,733,851	95,970,604

支出

(単位:円)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
指定管理業務支出	94,840,660	98,211,485	98,039,004	103,004,418
職員給与手当	27,204,330	25,079,314	31,198,879	30,797,012
共済費	3,353,740	3,365,128	3,301,467	3,242,987
アルバイト賃金	8,861,877	9,991,599	7,473,984	7,899,516
報償費	732,090	915,000	1,006,074	1,051,670
旅費	67,843	40,050	50,810	129,072
需用費	14,403,403	16,506,426	13,095,298	16,057,989
消耗品費	2,382,537	1,293,872	1,048,700	1,018,479
燃料費	15,796	6,600	8,969	5,000
印刷製本費	61,629	128,206	201,095	110,666
光熱水費	8,983,341	12,987,715	10,903,272	12,760,840
修繕料	2,960,100	2,090,033	933,262	2,163,004
役務費	924,913	1,734,381	1,649,565	2,283,943
通信運搬費	408,684	398,293	534,608	603,220
手数料	455,848	1,053,102	1,056,745	1,617,008
保険料	60,381	282,986	58,212	63,715
委託料	34,081,399	34,291,915	33,915,336	37,080,021
使用料及び賃借料	1,210,193	2,147,125	2,096,057	804,789
備品購入費	83,600	391,480	0	0
負担金等	306,360	333,388	315,840	306,176
公課費	3,610,912	3,415,679	3,935,694	3,351,243
自主事業費	2,188,203	2,632,359	2,976,697	1,775,132
支出合計	97,028,863	100,843,844	101,015,701	104,779,550

指定管理業務収支差額	▲ 4,359,660	▲ 7,027,485	▲ 6,855,004	▲ 11,820,418
自主事業収支差額	1,702,548	3,342,046	3,573,154	3,011,472
総収支差額	▲ 2,657,112	▲ 3,685,439	▲ 3,281,850	▲ 8,808,946

(2)

武道館及び総合運動場指定管理業務における債務負担行為限度額の増額に至った経緯

時期	内容
令和7年(2025年) 7月7日(月)～8月7日(木)	指定管理候補者の募集
令和7年(2025年) 7月15日(火)	現地施設案内(説明会) 武道館4社、総合運動場7社が参加
令和7年(2025年) 7月25日(金)～29日(火)	参加表明の受付(参加表明無し)
令和7年(2025年) 7月30日(水)	室内協議 再公募にあたり下記2案を検討 案1 仕様内容の変更 案2 債務負担行為限度額の変更
令和7年(2025年) 8月上旬	複数事業者へヒアリング実施・見積書の徴取 (主な意見) ・今後の人件費や物価の上昇リスクを踏まえると提示された指定管理料では応募できない ・物価上昇等に伴う指定管理料の調整の仕組が必要 ・仕様の要件緩和のみでは採算確保は困難 ・施設の老朽化に伴い、設備トラブル等への対応リスクがある ・自主事業の実施にむけた利用枠の確保 など
	債務負担行為限度額の変更による再公募を検討 ・事業者ヒアリングの内容や、安心安全な施設管理、市民サービス確保の観点から、仕様変更については困難と判断 ・これまでの収支状況や社会情勢、事業者の見積等を踏まえ、人件費及び委託料の上昇を加味して債務負担行為限度額を再積算
令和7年(2025年) 9月3日(水)	債務負担行為限度額の変更について9月定例会に提案



各留守家庭児童育成室の児童推計

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
吹一	80	96	105	111	122	132
吹二	140	166	180	182	197	205
吹三	162	162	176	193	210	227
東	99	114	122	112	114	116
南	205	218	226	255	285	335
吹六	104	108	105	114	114	123
千一	222	235	256	260	252	253
千二	319	330	350	384	409	416
千三	298	308	328	336	349	356
千里新田	193	200	211	221	226	223
佐井寺	137	155	157	168	165	164
東佐井寺	105	122	133	142	146	148
岸一	67	84	105	126	146	156
岸二	118	140	149	150	144	145
豊一	274	309	346	351	381	427
豊二	133	158	181	207	245	285
江坂大池	114	130	136	158	176	188
山手	177	184	186	193	180	166
片山	216	238	243	270	283	278
山一	130	140	151	154	149	131
山二	238	251	254	259	258	256
山三	134	152	161	170	167	168
東山田	203	193	193	200	202	201
南山田	227	248	265	276	289	290
西山田	109	116	121	122	122	112
北山田	119	128	149	157	174	176
千里丘北	290	293	285	257	227	199
佐竹台	184	184	194	190	173	170
高野台	84	111	140	149	164	162
津雲台	187	196	214	218	206	198
古江台	212	241	254	256	268	265
藤白台	224	241	250	257	249	250
青山台	91	117	156	199	244	298
桃山台	205	217	227	245	245	258
千里たけみ	111	131	143	147	160	162
計	5,911	6,416	6,852	7,189	7,441	7,639

網掛けの留守家庭児童育成室は委託育成室

## 各留守家庭児童育成室の児童推計（高位推計）

（単位：人）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
吹一	80	96	106	112	123	133
吹二	140	174	188	190	205	205
吹三	162	170	194	211	227	236
東	99	114	126	116	118	120
南	205	223	233	260	289	337
吹六	104	112	110	119	119	124
千一	222	242	274	278	268	262
千二	319	343	385	419	443	435
千三	298	321	346	353	363	359
千里新田	193	211	237	247	249	235
佐井寺	137	157	163	177	174	171
東佐井寺	105	128	142	151	154	151
岸一	67	86	109	129	148	157
岸二	118	149	162	161	152	147
豊一	274	327	378	384	411	440
豊二	133	162	185	211	248	285
江坂大池	114	130	137	159	177	189
山手	177	186	188	195	182	166
片山	216	240	251	278	291	283
山一	130	143	157	159	153	133
山二	238	251	258	263	262	260
山三	134	158	169	178	174	169
東山田	203	204	215	222	222	210
南山田	227	248	268	279	292	293
西山田	109	116	121	122	122	112
北山田	119	130	151	159	176	176
千里丘北	290	300	292	263	231	199
佐竹台	184	194	210	205	186	175
高野台	84	111	142	151	166	164
津雲台	187	196	214	218	206	198
古江台	212	249	270	272	283	271
藤白台	224	249	268	275	266	258
青山台	91	117	156	199	244	298
桃山台	205	217	227	245	245	258
千里たけみ	111	131	143	147	160	162
計	5,911	6,585	7,175	7,507	7,729	7,771

網掛けの留守家庭児童育成室は委託育成室

放課後児童健全育成事業実施要綱等の抜粋

抜 粋

こ成環第5号  
令和5年4月12日  
第一次改正 こ成環第43号  
令和6年2月20日  
第二次改正 こ成環第117号  
令和6年4月1日  
第三次改正 こ成環第173号  
令和7年4月8日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長  
(公印省略)

「放課後児童健全育成事業」の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「放課後児童健全育成事業実施要綱」を定め、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

放課後児童健全育成事業実施要綱

1 目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。

2 事業の種類

- |                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| (1) 放課後児童健全育成事業                      | 【別添1】  |
| (2) 放課後子ども環境整備事業                     | 【別添2】  |
| (3) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）          | 【別添3】  |
| (4) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）     | 【別添4】  |
| (5) 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）     | 【別添5】  |
| (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業                 | 【別添6】  |
| (7) 障害児受入強化推進事業                      | 【別添7】  |
| (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業                  | 【別添8】  |
| (9) 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業         | 【別添9】  |
| (10) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業              | 【別添10】 |
| (11) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業             | 【別添11】 |
| (12) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業           | 【別添12】 |
| (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） | 【別添13】 |
| (14) 放課後児童クラブ利用調整支援事業                | 【別添14】 |
| (15) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業              | 【別添15】 |

3 事業の実施方法

各事業の実施及び運営は、別添1～別添15の定めによること。

## 別添1 放課後児童健全育成事業

～略～

## 別添2 放課後子ども環境整備事業

### 1 趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進等を図るものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 対象事業

#### （1）放課後児童クラブ設置促進事業

①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））を支弁する事業。

②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災（耐震化等を含む。）、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場合に必要な小学校の余裕教室の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

#### （2）放課後児童クラブ環境改善事業

①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料

（ 3 ）

- (開所前月分) ) を支弁する事業 ( (1) ①に該当する場合を除く。)
- ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業 ( (1) ②に該当する場合を除く。)
- ③①の事業を実施する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業 ( (1) ③に該当する場合を除く。)
- ④別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業 ( (2) ①及び③に該当する場合を除く。)
- ⑤別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している事業所が、別添1の10(8)を実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入等を行う事業並びに開所準備に必要な経費(礼金・賃借料(開所前月分))を支弁する事業。

## 抜 粋

	こ成事第481号 令和5年9月7日
第一次改正	こ成事第558号 令和5年12月18日
第二次改正	こ成事第11号 令和6年1月25日
第三次改正	こ成事第77号 令和6年2月21日
第四次改正	こ成事第425号 令和6年5月21日
第五次改正	こ成事第639号 令和6年9月12日
第六次改正	こ成事第768号 令和6年12月24日
第七次改正	こ成事第169号 令和7年4月3日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

### 子ども・子育て支援交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により行うこととし、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

放課後 児童健 全育成 事業	放課後 児童健 全育成 事業 (特定 分)	<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「「放課後児童健全育成事業」の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p> <p>(イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>エ 局長通知別添2の3（2）⑤に定める事業を実施する場合</p> <p>(分室に設置する1支援の単位当たり年額) 600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>	放課後 子ども 環境整 備事業 の実施 に必要な経費	
-------------------------	--------------------------------------	--	---	--

私立幼稚園・認定こども園での放課後児童健全育成事業  
実施事業者選定に至るまでの経緯

年度	経緯
令和6年度 (2024年度)	私立幼稚園連合会へ放課後児童健全育成事業の実施を依頼
令和7年度 (2025年度)	認定こども園から放課後児童健全育成事業の実施に向けた相談を受ける
	放課後児童健全育成事業の実施に係る認定こども園での現地確認（6月中旬）
	大阪府や関係部局と協議を行い、事業化が可能と判断
	認定こども園と改修工事に係る協議により工事内容や図面などを確認
	実施計画の策定（8月中旬）



